



ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成 22 年 7 月 7 日

各 位

会社名 : 株式会社ネクストジェン
代表者名 : 代表取締役社長 大西 新二
(証券コード番号: 3842)
問合せ先 : 管理本部長 景山 薫
(TEL: 03-3234-6855)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社がメディア・クルーズ・ソリューション株式会社(現 ブロードアース株式会社)から提起されていた損害賠償請求訴訟について、平成 22 年 7 月 7 日、東京地方裁判所において判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成 19 年 9 月ころから 12 月にかけて、メディア・クルーズ・ソリューション株式会社(現 ブロードアース株式会社。以下、「MCS」という。)と、当社の事業範囲であった MCS テレコミュニケーション事業部との協業や、同事業部所属の従業員を含めた事業譲渡の可能性について協議しておりました。その結果、当社は、MCS とは協業・事業譲渡には至らなかったものの、MCS 同事業部に在籍していた複数名の従業員を、本人からの希望に応じて採用いたしました。

これらの経緯に対して、MCS は、当社が MCS 元取締役と共謀して、MCS テレコミュニケーション事業部の奪取を目的とした従業員の引き抜きを計画的に行い、同事業部の存続を不能とさせ、倒産の危機に陥れたと主張し、これらの行為は共同不法行為であるとして、当社及び MCS 元取締役に対し、225,923 千円の損害賠償請求訴訟を提起されたものです。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称:メディア・クルーズ・ソリューション株式会社(現 ブロードアース株式会社)
- (2) 所在地:東京都渋谷区東 3-14-15
- (3) 代表者:代表取締役中岡聡

3. 判決の言渡しのあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 22 年 7 月 7 日

4. 判決の概要

- (1) 原告の被告株式会社ネクストジェンに対する請求を棄却する。
- (2) 被告株式会社ネクストジェンに生じた訴訟費用を原告の負担とする。

5. 今後の見通し

上記のとおり当社に対する損害賠償請求が棄却されたことにより、業績に与える影響はございません。

なお、本判決に対して原告より控訴された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応していく所存です。また、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上